

学校法人秀明学園 危機管理規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、学校法人秀明学園（以下「学園」という。）において発生する諸般の危機事象に迅速かつ的確に対処するため、危機管理体制及び対処方法等を定めることにより、学園の生徒・学生、教職員及び近隣住民等の安全を確保するとともに、学園の社会的な責任を果たすことを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規程における「危機」とは、災害、事故、犯罪、人権侵害、感染症、その他重大な事件又は事故により、本学園関係者の生命、身体、財産若しくは本学園の組織、財産又は名誉に重大な被害等が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態をいう。

2 この規程における「危機管理」とは、平常時から前項の危機を想定し、未然の防止及び被害等の軽減のための方策を講じるとともに、危機発生時においては、被害等を最小限に抑えるための応急措置及び復旧措置等をいう。

(危機管理のための理事長等の責務)

第 3 条 理事長は、学園における危機管理を統括する責任者として、学園の危機管理体制の充実に努めなければならない。

2 大学長、各中高校長及び常任理事は、理事長を補佐し、危機管理体制の充実に努めなければならない。

3 大学長、各中高校長、事務局長、各事務部長及び各寮監長（以下、「各危機管理責任者」という）は、当該部署における危機管理の直接の責任者として、学園全体の危機管理体制と連携を図りつつ、当該校の危機管理体制の充実に努めなければならない。

(危機管理体制の充実のための措置等)

第 4 条 理事長、常任理事、各危機管理責任者は、危機管理に関する資料の配布、研修の実施等により、学園全体及び当該校における日常的な危機管理体制の充実に努めなければならない。

2 理事長、常任理事、各危機管理責任者は、法令及び関係する学園規程等に従い、生徒・学生、教職員及び近隣住民等が学園に起因する危機事象により災害等をこうむることのないよう、常に配慮しなければならない。

3 理事長、常任理事、各危機管理責任者は、危機管理に当たり、学生、教職員及び近隣住民等に対する必要な広報、情報提供等に努めるものとする。

(危機管理員)

第 5 条 理事長の下に危機管理員を置く。

2 危機管理員は、理事長の指揮の下に、学園全体として対処が必要な危機管理に当たる。

3 危機管理員は、次の者とする。

(1) 大学長及び各中高校長

(2) 常任理事

(3) 各中高教頭、学部長、中高事務長、大学事務局長、学生部長、各寮監長

(4) その他、施設管理担当事務職員など理事長が指名する者

(危機に関する通報等)

第 6 条 教職員は、危機事象が発生又は発生するおそれがあることを発見した場合は、遅滞なく、危機管理員に通報しなければならない。

2 危機管理員は、前項の通報を受け又は自ら危機事象が発生若しくは発生する恐れがあることを察知した場合は、直ちに理事長に報告するとともに、当該危機事象の状況を確認し、理事長と対処方針を協議しなければならない。

(対策本部の設置)

第 7 条 理事長は、危機事象の対処のために必要と判断する場合は、直ちに当該危機事象に係る対策本部を設置するものとする。ただし、危機事象に応じて法人全体または各設置校に置くかは理事長が判断する。

2 対策本部の構成は、次のとおりとする。

(1) 本部長 理事長をもって充て、対策本部の業務を総括する。ただし、危機事象に応じて特定の設置校に対策本部を置く場合は、当該校の大学長または校長を充てることができる。

(2) 副本部長 危機管理員の中から理事長が指名する者を充て、本部長を補佐する。

(3) 本部長 常任理事、学部長、関係教職員の中から本部長が指名する者を充てる。

3 対策本部は、危機事象への対処の終了をもって解散する。

(対策本部の業務)

第 8 条 対策本部の業務は、次のとおりとする。

(1) 危機事象に関する情報の取得、管理

(2) 対応策の検討、決定、実施

(3) 主務官庁との連絡

(4) 報道機関への対応

(5) 再発防止策の検討、決定、実施

(6) その他の危機事象への対処のために必要な事務

2 対策本部の事務は、法人に対策本部を置く場合にあっては法人事務局長が、設置校に置く場合は当該校の事務長（大学にあっては大学事務局長）が主管する。

(対策本部の権限)

第 9 条 対策本部は、本部長の指揮の下に、迅速かつ的確に危機事象に対処しなければならない。

2 対策本部は、教職員に対し、危機事象に対処するために必要な指示をすることができる。教職員はこれに従わなければならない。

3 対策本部は、危機事象への対処に当たり、理事会の審議その他学園の規程等により必要とされる手続を省略することができる。

4 前項の場合、対策本部は、危機事象の対処の終了後、遅滞なく、対処の経過を理事会に報告しなければならない。

(各設置校における危機への対処等)

第 10 条 大学長及び中高校長は、危機事象が当該校のみに係る場合であって、当該校限りに対処することが適切と判断するときは、その内容、対処方針等を理事長に報告し、了解を得て、当該校限りに対処することができる。この場合において、大学長及び中高校長は、第 7 条第 1 項に基づいて大学及び各中高に設置される対策本部の本部長となり、随時、危機事象への対処の状況等を理事長に報告しなければならない。

(理事長職務の代理等)

第 11 条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事が、その職務を代理し、又はその職務を行い、この規程に基づいて危機事象に対処する。

(雑 則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 12 月 25 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。